

京都市教育委員会告示第8号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成26年3月17日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立東山小学校の項及び元京都市立弥栄中学校の項を削る。

「2 納入すべき費用額」の表を次のように改める。

演説会開催の日時	納入すべき費用額
平日の昼間	7,921円
平日の夜間	26,179円
休日	27,632円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納入すべき費用額に燃料費として374円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納入すべき費用額に拡声機の使用料として525円を加算する。

(総合教育センター学校統合推進室)